

# 小規模企業等振興資金融資制度に係る 信用保証料補助金制度について

武豊町では、小規模企業等振興資金（通常資金または小口資金）を活用し融資を受けた事業者に対し、愛知県信用保証協会に支払いをした信用保証料の一部を補助します。

【対象者】 次の①～④全てに該当する事業者

- ① 小規模企業等振興資金信用保証委託申込書が、武豊町又は武豊町が指定する金融機関において受付された申込者
- ② 町内に住所若しくは所在地を有する者又は町内で事業を営んでいる者
- ③ 愛知県信用保証協会により、①の申込みに対する保証決定がなされ、当該決定に係る信用保証料を一括で支払った者
- ④ 町税の滞納がない者

【補助内容】 信用保証料の2分の1以内（上限10万円）  
※100円未満の端数は切り捨て

【提出書類】

- 小規模企業等振興資金信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）
- 取扱金融機関証明書（様式第2号）
- 情報提供に関する同意書（様式第3号）
- 請求書（様式第5号）

【申請期限】 信用保証料を支払った日から3か月以内

【注意事項】

交付後、武豊町小規模企業等振興資金信用保証料補助金交付要綱や交付決定に付した条件に違反したときや、保証期間の半分を経過せずに借入金を完済し、保証協会より保証料の返還があったときなど、補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

申請・問合せ先 武豊町役場 産業課（商工振興担当）  
電話 0569-72-1111